

(8) [令和 2 年 決算審査特別委員会 (文教分科会 第 1 日)]-[09月18日]

(市民文化局関係)

◆織田勝久 委員 11款区役所費 1項区政振興費などに関連して、まず、宮前区役所の整備について、また、関連して区役所会議室の現在の活用について伺います。直接の区役所業務以外で、団体も含めてですが、市民が活用している実態並びに市民が利用する上での制約条件及び広く活用を進める上での課題について伺います。

◎安藤雅子 宮前区役所総務課長 宮前区役所会議室の現在の活用についての御質問でございますが、区役所会議室は、本市の事務事業に密接に関連する団体等の使用は承認することができるとしており、団体の定例会や総会等で使用されております。また、使用に際しては、その申請及び利用は事務主管課が管理することとしております。会議室の活用につきましては、庁舎としての管理運営方法やセキュリティの確保等に課題があると考えておりますので、本市の公共施設の地域化に向けた検討の中で関係局区と連携して積極的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今、答弁で公共施設の地域化に向けた検討と、その中で積極的に検討との御答弁をいただきましたので、経過を見ていきたいと思えます。

次に参ります。現在、区役所、宮前市民館・図書館の移転整備事業が進められています。区民からの大きな要望点として、市民が集える多目的スペースの整備及び飲食の可能なスペースの確保が大きな課題になっております。区役所、市民館・図書館を所管する市民文化局、教育委員会にこれからの対

応の在り方を伺います。また、事業全体を俯瞰する立場から、準備組合が整備する民間部分との連携について、まちづくり局の考えを伺っておきます。全体の調整の在り方も確認しておきます。また、地元の宮前区役所のこの点に関する問題意識と、他局との連携をどのように進めていくのか、それぞれ伺います。

◎雑元裕美子 区政推進課担当課長 新宮前区役所の多目的スペース等についての御質問でございますが、本年 8 月に策定した新しい宮前市民館・図書館基本計画において、スペースの再構築と有効活用として、市民館、区役所相互の諸室の共用化の可能性について検討を進めることとしておりますので、今後とも関係局区と連携して積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

◎宮川匡之 教育委員会事務局生涯学習推進課担当課長 新しい宮前市民館・図書館についての御質問でございますが、利用者が使い方を決められるフリースペースや飲食、会話が可能なスペース等につきましては、本年 8 月に策定いたしました新しい宮前市民館・図書館基本計画におきまして今後の検討の方向性の一つとしてお示したところでございます。本年度から着手いたしました基本・実施設計や管理運営計画の策定に向けた取組を進める中で、引き続き市民意見の聴取を行いながら、施設の使用のルールを含め、多様なニーズに対応するためのスペースの在り方やその実現可能性について検討してまいります。以上でございます。

◎吉原秀和 まちづくり局市街地整備部長 民間施設との連携についての御質問でございますが、利用者の多様なニーズに対応するため、目的や機能の補完、交流の創造等に着目し、公共施設と民間施設の連携、機能・空間の融合や多機能化を図ることによる相乗効果を創出することとし、公共、民間

のそれぞれの強みを生かした新たなにぎわいや交流の促進を目指してまいりたいと考えております。また、その調整に当たっては、関係局区と連携しながら、施設計画の段階から準備組合や周辺商店街などと施設全体のコンセプトや広場の在り方等について共有するなど、魅力ある施設となるよう協議調整を行ってまいります。以上でございます。

◎山口美穂 宮前区役所企画課長 新宮前区役所、市民館・図書館の多目的スペース等についての御質問でございますが、これまでも様々な場面で、区役所庁舎をはじめ公共施設等の活用に関する御要望をいただいているところであり、今後とも区民にとって最も身近な窓口である宮前区役所として、区民の声に真摯に耳を傾けながら関係局との調整を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 それぞれ御答弁いただきました。それで、それぞれの所管、俗に言う縦割りの範囲では、今一生懸命取組をさせていただいていると感じておりますが、やはりこれはどうしても横串を刺す部分の話でもございますから、地域の市民に一番近い宮前区役所の役割もすごく大きいのかなと思っております。特に今日、区長もお見えでありますけれども、区長のリーダーシップに期待して、今後の推移をしっかり見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、次に参ります。3款市民文化費1項6目スポーツ推進費に関して、各区スポーツセンターの感染症対策について伺っておきます。8月と9月に宮前スポーツセンターの外部インストラクターが新型コロナウイルスに感染しているということが明らかになりました。この情報提供の在り方などに利用者から苦情が上がっております。改善の在り方を伺っておきます。

◎中根節 市民スポーツ室担当課長 スポーツセンター等における新型コロナウイルス感染拡大防止についての御質問でございますが、スポーツセンター等の職員や関係者に新型コロナウイルス感染が確認された際の対応といたしましては、各施設のホームページや施設内へのお知らせ掲示などにより周知を行うとともに、講師等の感染が確認された場合には、受講者への個別連絡を実施するなどの対応を行っているところでございます。今後につきましては、施設利用者の安全を確保するため、定期的な施設内の消毒等の対策を継続するとともに、感染者の個人情報保護にも配慮しながら、区役所、指定管理者と連携し、利用者に対してより分かりやすく適切な情報提供に努めてまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今、適切な情報提供にということで御答弁いただきましたので、ぜひ市民文化局と現場それぞれのスポーツセンター、これは指定管理で行われておりますので、しっかり情報共有をしていただくということをお願いしておきます。以上、終わります。

(こども未来局関係)

◆織田勝久 委員 4款2項2目保育事業費に関連して伺います。令和4年4月開設予定の新規保育園の事業者公募が間もなく始まると聞いております。この間、新設保育園を増やすあまり、園庭を附置していない保育園が増えている、これについては私も含め、それぞれ各会派から問題提起がされてきたテーマであります。改めまして保育園における園庭の役割について伺っておきます。次に、新規保育園の整備の要件に、園庭の整備を付加することを検討できないのか、もしくは選定委員会の選定要件で大きな加点の対象とはできないのか、それぞれ伺います。

◎村石恵子 保育所整備課長 保育所の園庭等についての御質問でございますが、初めに、園庭の役割とは、子どもの成長に適した安全な環境の中で、室内では経験できない様々な遊びを通して心身の発達を促し、感性が育つ場である重要なものと考えております。次に、保育所等の整備につきましては、市内において、保育所に適した土地建物の確保が厳しい状況ではありますが、整備相談の際は園庭の重要性について伝えているところでございます。また、民間事業者活用型保育所整備事業の選定においては、園庭を確保されている場合には加点の対象としているところでございますが、選定委員会の御意見もいただきながら評価の在り方を検討してまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今、御答弁いただきましたが、改めて園庭の役割は重要であると。それから選定委員会とこれから相談をしながら、園庭を附置することについての評価の在り方も検討するということありますから、なるべく早めに結論を出していただいて、令和4年4月開設予定の新規保育園の募集に間に合うと有り難いと思いますので、要望申し上げておきます。経過をまた見てまいります。

次に参ります。認定保育園の運営について、年度途中などでのいわゆる園児引き抜き問題について対応を伺います。園児引き抜きと申しますのは、認定保育園に在籍する児童が保留児童としてカウントされていることから、認可保育所などで空きがあると、突如転園をしてしまうという事態のことです。認定保育園の安定した運営を考える上で、年度途中で突然に園児が認可保育所に移動し、保育助成金収入がなくなることで、保育士などの安定的な処遇や確保に支障を来し、ひいては保育サービスの質が低下するという懸念が、認定保育園事業者から長く寄せられているわけです。区役所で入所手続きの際の保護者への説明の在り方、さらに認定保育園在籍中の待機児童としての位置づけの考え方、入所希望保育園に入所が可能となった場合の情報提供の在り方、及び保護者と区役所と現認定保育

園、3者での合意形成の在り方など、改善をこの間、提案をしてきました。それぞれの対応を伺います。また、その他の改善方法があれば伺います。

◎島崎則夫 保育対策課長 川崎認定保育園についての御質問でございますが、川崎認定保育園を利用中の児童が認可保育所等に内定となった場合には、速やかに保護者に御連絡しているところですが、保育内容や保育料等について具体的に比較できる情報を提供することは重要と考えておりますので、川崎認定保育園の情報提供シートの見直しにつきましても進めているところでございます。保護者が各世帯の状況に適した施設の利用を選択できるよう、意向を丁寧に確認し、対応するよう努めてまいりますとともに、川崎認定保育園と区役所との意見交換等について検討してまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今回、特に川崎認定保育園の情報提供シートの見直しということで議論をちよつと詰めさせていただきましたが、具体的に現在の認定保育園にいる場合の料金と認可保育所に行った場合の料金等の比較なども、保護者が判断する上での重要な材料だと思いますので、これについては早急を実施をしていただきたいと思います。認定保育園からすれば、抜き打ち的に在園児がいなくなるのは困るわけですね。この在園児の担当のために保育士を新規に配置した途端、この園児が転園するというような事態も実際に発生しているわけですから、先ほどから申し上げております保護者、区役所、そして現認定保育園、3者との情報共有、合意形成の在り方なども引き続き追求するように、これは要望しておきます。引き続きこのテーマについても見ていきたいと思います。

次に参ります。障害児童、特に医療的ケア児の認可保育所での受入れについて伺います。認可保育所については、各区のセンター園で受け入れる仕組みとなっております。昨今、医療的ケア児の就園、就

学の希望が増加していることを鑑みて、センター園での受入れ基盤の拡大を検討する必要があると考えます。この間、中原区のセンター園で複数児童の入所を実現していただいたという経緯もあります。今後、複数入所希望者があった場合に、必要な人材確保の課題について、また、障害児童の入所選定委員会において、入所者抑制を目的とする恣意的な選定が行われる懸念はないのか、これは確認をしておきます。

◎児川薫 保育事業部担当課長 医療的ケア児童の受入れについての御質問でございますが、保育所で行う医療的ケアの内容は、川崎市医師会の御意見を伺いながら定めており、実際の受入れに際しましては、附属機関である川崎市保育所入所児童等健康管理委員会において、当該児童の主治医の意見も踏まえ、集団での保育が可能であるかを判断するとともに、入園後の保育で配慮すべき事項等についても御意見をいただいた上で、各センター園において、それぞれ若干名を受け入れることとしているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 この間、若干名ということではあったんですけども、現実的には1人医療的ケアの子どもさんをお受けすると、なかなかその後入れづらいという現状があったわけですね。それについては保育当局、また区役所等とも大変協議をしていただいて、複数受け入れる取組をまず中原区でやっていただいた。これについてはしっかり評価したいと思うのですが、ただ、2人で収まっているうちはよいけれども、3人という可能性もあるわけですし、区役所から機動的に人材の派遣をというような御議論もいただいているようでありますけれども、とにかく人員の確保ですね。確かに私ども、言うのは簡単だけれども、遊ばせておく職員を置いておくことができないという問題があることもよく分かりますが、人員、人材の確保の在り方が本当に課題だと思いますので、事前からその備えの仕組みを、常に今つくっていただいた仕組みをブラッシュ

アップをしていただく取組をお願いしたいと思います。これについても経緯を見てまいりたいと思います。

次に、幼保連携型認定こども園の幼稚園部門について、これも障害児の受入れについて伺いたと思います。入園については、園との直接契約となっておりますけれども、認可権限は本市が有していることから、本市の主導でインクルーシブ教育を幼児教育の段階からより豊富化する取組が必要であると考えております。障害児の受入れに関して、本市としてはこれまで、特に要請や指導の実績はないとのことですが、改めて指針等を作成して、入園を希望する保護者との意思の疎通をより丁寧に図ることなどを明記するなど、認定こども園への受入れの勧奨をできないのか伺います。さらに受入れに際し、必要な人件費を補助、助成する仕組みの拡大なども検討できないのか伺います。

◎岡田健男 子育て推進部担当課長〔幼児教育担当〕 障害児の受入れについての御質問でございますが、障害児や特別な支援を必要とする子どもの受入れは、これまでも市内の各認定こども園で実施しており、また、園が障害のある幼児を積極的に受け入れ、統合保育に係る調査研究及び教育実践を促進するため市独自の補助を実施しているところでございます。今後につきましても、関係事業者との意見交換等により実情の把握に努めながら、障害児等の一層の受入れや補助の在り方について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 検討するということですから、検討していただきたいのですけれども、この間いろいろ御相談をいただくケースを見ますと、幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園部門に子どもを入れたいという保護者の皆さんは、幼稚園や園に対して自分も非常に積極的に関わっていくと、基本的に、もう子どもをお任せしてしまうということではなくて、積極的に園の運営に協力はさせていただきたいと、そういう方が多い

んですよね。もちろんその障害の程度にもいろいろあると思いますし、場合によっては医療的ケアということもあるので、受入れ側が慎重になるということもよく分かりますが、ただ、俗に言うフルペンションで子どもさんを受け入れるということではなくて、例えば週に1回受け入れるとか、場合によっては4月の前に事前のお慣らし期間と言うのですか、そのような期間を設けるとか、いろいろな工夫はあると思うのですよね。だから、入れるか入れないかということだけでの判断ではなくて、どのような形だったら園が受けられるのか、また、保護者の皆さんにどういう協力は得られるのかということも含めて、保護者の意向を十分聞いていただいて、園としっかりと合意形成ができる、そういう手続を丁寧にやっていただきたいと思いますので、これは改めて要望しておきます。引き続き経緯を見ていきたいと思いますので、よろしくお願いします。結構です。